

第5部 第3 障がい者福祉の充実

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

障害者自立支援法が平成18年4月に施行され、身体・知的・精神の障がいサービスを一体化しながら地域を基盤として自立支援や生活サポートを進める方向性が示されました。しかし、利用者負担のあり方や障がい程度区分によるサービス水準のあり方などの課題等も指摘されていることから、国では障がい者制度改革推進会議が平成22年1月に設置され、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者制度の抜本的改革に向けた検討が重ねられました。その後、平成23年6月に障害者虐待防止法が、7月には改正障害者基本法が成立し、市町村は共生社会の実現のための施策等を行うこととされました。市民に最も身近な基礎自治体として、市は国の制度改革の動向を注視しながら適切な対応を進めていくことが求められています。

これらの国の動向等を踏まえ、市では「障がい福祉計画」を策定し、計画の推進と障がい者の自立支援を後押しする地域のネットワーク構築を目的とした「障がい者地域自立支援協議会」を設置しました。また、障がい福祉サービスの円滑な運営と水準の維持を図るため、就労支援施設等への支援や、就労支援センターの設置、就労支援施設等で働く障がい者の工賃確保や勤労意欲向上のための取り組み等を進めています。

一方、市内の障がい者数は引き続き増加傾向にあります。障がいの多様化・重度化・高齢化などに伴う多様なニーズへのきめ細やかな対応が求められるとともに、災害時等における障がい者の安全安心の確保や、当事者ニーズに基づいたサービス提供体制構築等が課題です。

● 施策の方向

障がい者が人権を尊重され、住み慣れた地域において個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができ、障がいの有無にかかわらず誰もが共生できるまちづくりをめざします。障がい者の自立支援施策を基礎に、障がい者の主体的な活動を保障するバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、障がい者制度改革の動向を注視しながら、障がい当事者の視点に立ったサービスを提供します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
障害福祉サービスの受給者証 発行数	951人	1,150人	増加	増加
障害福祉サービスの利用率 (利用者数/発行数)	86%	90%	増加	増加

障害福祉サービスの利用状況を示す指標です。障がい者の自立支援を推進するため、相談支援の充実等によりニーズに応じた的確なサービスの提供を行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市内グループホーム・ケアホーム の入居定員	103人	130人	増加	増加

障がい者の地域生活の受け入れ体制を示す指標です。市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム・ケアホーム(注1)の入居定員の拡充を図ります。

(注1)障がい者グループホーム・ケアホーム:夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、入浴や食事、トイレ等の介護や、相談などの援助を行います。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・市民は、障害者基本法の基本原則に従い、だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するよう努めます。
 - ・事業者は、障がいを理由とした差別の禁止や、障がい者雇用の推進、福祉のまちづくりの推進に努めます。
 - ・関係団体等は、障がい者地域自立支援協議会等を中心とした、保健・医療・福祉・教育の連携を強化します。
- 市の役割
 - ・市は、施設入所者や長期入院障がい者の地域移行を進めるため、地域生活の受け皿となるグループホーム、ケアホームの整備を支援し、入居定員の拡充を図ります。
 - ・市は、障がい者の自立生活支援に向けた関係機関との連携を強化します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 計画の策定と推進

(1) 計画の策定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②「障がい福祉計画」の策定と推進

2 障がい者を支える環境づくり

(1) 障がい者の権利保障	※ ①差別禁止・虐待防止の取り組み
	※ ②権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	③障害者権利条約批准を見据えた取り組み
(2)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	◎ ①地域ケア推進事業の全市展開 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②災害時要援護者支援事業の推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
(3) バリアフリーのまちづくり	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部－第3 住環境の改善」参照)
	※ ②心のバリアフリーの推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	③情報バリアフリーの推進

3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

(1) わかりやすい情報提供	※ ①わかりやすい情報提供の充実
	②ライフステージに応じた支援内容の周知
(2) 相談機能の充実	※ ①相談支援体制の強化と相談機能の充実
	※ ②障がい者ケアマネジメント体制の推進
(3) サービス利用者への支援	①福祉サービス利用援助事業の推進
	②サービス更新(変更)時におけるアセスメント(評価)の推進

4 社会参加と交流の推進

(1) 障がい者の社会参加の促進	①社会参加の条件整備
	②利用しやすい移動手段の確保
(2) 障がい者の就労の推進	※ ①就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの充実

	※ ②障がい者就労支援施設の運営支援
	③企業就労の推進
	④福祉的就労の充実
	⑤職場定着支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
(3)交流の推進	①支え合う意識づくり
	②福祉教育の推進

5 地域における自立生活の支援

(1)障害者自立支援法の適切な運営と障がい者制度改革への対応	※ ①障がい者自立支援事業の推進
	※ ②抜本的な障がい者制度改革への対応
(2)障がい者(児)の自立生活支援	◎ ①北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討
	※ ②家族支援の充実
	※ ③発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
	④地域生活支援の充実
	⑤高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
	⑥精神障がい者施設の充実
	⑦高齢障がい者への支援
(3)障がい児の生活支援	◎ ①北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充
	※ ②早期療育支援のための各関係機関の連携
	※ ③発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実
	④放課後支援の充実
	⑤将来を見通した支援

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

(1)施設整備の推進	◎ ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	②障がい者福祉施設等の検討
(2)障がい者福祉施設の充実	※ ①障がい者グループホーム等の設置の支援
	②民間障がい者施設への支援
(3)サービスの質と人財の確保	※ ①障がい者を地域で支える担い手の確保
	※ ②第三者評価事業の推進と支援 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	③居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築

7 推進体制の整備

(1)計画の推進体制	※ ①障がい者地域自立支援協議会の運営の推進
	②バリアフリーのまちづくり推進体制の整備・充実
(2)関係機関との連携	※ ①保健・医療・福祉・教育の連携
	※ ②福祉総合案内の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)
	③関係団体との連携による施策の充実 (「第5部-第1 地域福祉の推進」参照)

V 主要事業

1-(1)-②「障がい福祉計画」の策定と推進

「高齢者・障がい者実態調査(生活ニーズ調査)」などの結果を踏まえ、「障がい福祉計画」を策定し、障がい者に関する施策を推進します。計画の策定にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めます。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
「障がい福祉計画」の策定と推進	障がい福祉施策の推進	評価・策定	推進	→	評価・策定	3年ごとに計画策定、推進	→

5-(2)-① 北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討

障がい者とその家族をはじめとする市民ニーズの把握に努めるとともに、市内における福祉サービスの供給状況を勘案しつつ、今後の北野ハピネスセンター成人部門の施設や運営のあり方を検討します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討	北野ハピネスセンター成人部門への適切な対応	検討	→			幼児部門移転に伴う対応	

5-(3)-① 北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充

現在北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育、指導、訓練等の機能を新川防災公園・多機能複合施設(仮称)へ移転し、地域の中核的な療育支援施設として整備します。同一施設内に集約される総合保健センターと連携することにより、発見・相談・療育のワンストップサービス(注2)に取り組みます。

(注2)ワンストップサービス:必要なサービス、手続きなどを1か所で済ませることができる仕組みのことです。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27～30)	後期(31～34)
		23	24	25	26		
北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充	地域の中核的な療育支援施設として整備・機能拡充	拡充検討	→			移転機能拡充	充実

VI 推進事業

2-(1)-① 差別禁止・虐待防止の取り組み

障害者制度改革推進会議での議論や国の制度改革の動向を踏まえ、差別禁止・虐待防止の取り組みを進めます。また、障がい者の虐待防止に関しては、障害者虐待防止法に基づき、基礎自治体として適切な対応が求められるため、「虐待防止センター」機能について検討し、「改正障害者基本法」が定める差別の禁止について普及啓発を図ります。

3-(1)-① わかりやすい情報提供の充実

多様な情報の提供に対する障がい者やその家族からの要望は強く、今後とも必要な情報が的確に伝わり、誰もが必要な情報を入手することができるよう、個々の障がい特性に配慮した方法によって情報提供を行います。

福祉に関する市政情報やサービス情報の提供に際しては、ICT(情報通信技術)の発達と普及を踏まえ、携帯情報ツールやインターネット等を活用した方策を推進するとともに、利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい福祉サービス等の情報提供に努めます。

3-(2)-① 相談支援体制の強化と相談機能の充実

新たに障害者自立支援法に示された基幹相談支援センターのあり方の検討を行うとともに、指定相談支援事業等の拡充をはじめとした、さまざまな相談支援体制の強化・連携を図ります。また、ICTを

活用し、様々な障がいに対応できるような情報提供と相談体制の充実を図ります。

3-(2)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、ケアプラン等を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント(注3)体制の整備を検討します。

(注3)ケアマネジメント:福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のことです。

4-(2)-① 就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの充実

4-(2)-② 障がい者就労支援施設の運営支援

障がい者の雇用・就労、自立を支援するために、障がい者就労支援センター「かけはし」を中心に、ハローワークとの連携のもと民間企業・事業所等を含めた雇用の場と福祉等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築し、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者就労支援施設等で働く障がい者の工賃確保及び勤労意欲の向上のため、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、職業訓練・就労訓練等の支援事業に取り組みます。

5-(1)-① 障がい者自立支援事業の推進

5-(1)-② 抜本的な障がい者制度改革への対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活できるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者の地域移行や退院促進、就労支援等をはじめとした、障がい者自立支援事業を推進し、生活や活動の場の整備及び支援システムの整備を推進します。

また、地域における自立生活支援や障がい者の権利擁護事業の充実など、平成22年12月に改正された障害者自立支援法の適切な運営を図ります。障害者総合福祉法(仮称)の検討状況や障害者権利条約の批准等、国の動向を注視しながら、新たな制度への適切な対応に努めます。

5-(2)-② 家族支援の充実

介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合に利用できる、重度身体障がい者(児)ショートステイ事業や福祉訪問員等派遣事業の継続実施、また家族支援の視点からの相談機能の充実を図ります。

障がい及び発達課題のある子どもの家庭支援を行うとともに、一時保育事業の拡充や、地域の子育て支援策における障がい児の家庭支援が可能となるよう、関係機関と連携を図ります。

5-(2)-③ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

自閉症などの発達障がいを有する在宅の障がい者と家族に対する支援が新たな課題となっているため、各ライフステージ(注4)に応じた相談支援が適切に行えるよう、各相談機関の機能の充実に努めるとともに、専門相談機関との連携の強化を図ります。

また、既存の障害福祉サービスでは支援の対象となりにくい高次脳機能障がい者、難病患者等で、地域で自立生活を営む上で、何らかの支援が必要とされる障がい者等に対して、相談支援、サービス提供、市民理解・啓発を進めます。

(注4)ライフステージ:人間の一生を乳幼児期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などと分けた、それぞれの段階のことです。

5-(3)-② 早期療育支援のための各関係機関の連携

発達に課題があると思われる子どもや、精神疾患が疑われる児童・青少年に対して、早期療育あるいは、早期発見、早期介入のシステムの充実を図ります。また、地域における一貫した療育支援やメンタルヘルスの支援体制を、保健・医療・福祉・教育との密な連携により推進します。

各関係機関の連携により、早期に相談につなげることで、適切な療育・治療にすみやかに結び付き、また、就学後の支援についてもスムーズな移行を可能とします。

5-(3)-③ 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

発達障がいを主とした療育支援対象児の今後予測される増加に対応できるよう、専門療育の提供体制の充実を図ります。

6-(2)-① 障がい者グループホーム等の設置の支援

障がい者施策のビジョンである「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」の実現のため、市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム、ケアホームの利用定員の拡充を図ります。

障がい者グループホーム設置支援やグループホームの家賃(施設借上費)補助等を継続的に実施し、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

障がい者を地域で支える担い手には、ヘルパー等の有資格者と、地域のボランティア等のどちらの人財も必要不可欠です。市では引き続き人財確保のためのヘルパー養成研修等の実施や、地域ケアネットワークの中核となる地域ボランティアの養成に努めます。

7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の推進

障害者自立支援法に基づき、「障がい福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討を行うとともに、障がい当事者も含む市民、事業者、関係団体など幅広い分野の委員からなる、障がい者地域自立支援協議会の運営を推進します。

7-(2)-② 保健・医療・福祉・教育の連携

医師会、歯科医師会、保健所、教育委員会、福祉部局などの連携・協力により、早期発見・早期療育やリハビリテーション事業等、疾病や介護を要する状態にならないための予防医療にも取り組み、福祉サービスとの連携により地域で生活する人々が安心して暮らせるよう努めます。

Ⅶ 関連個別計画

- ・健康福祉総合計画 2022(仮称)
- ・障がい福祉計画(第3期)